平成２２年（フ）第６６号
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅17棟173号
債務者　中村　　仁
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第７５号
福岡県飯塚市新立岩９番12号　サーパス新立岩501号
債務者　大谷　勝児
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１８０号
宮崎市吉村町冬治甲850番地１　ＴＰＣマンションⅡ405号
債務者　田浦　智海
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９６号
宮崎市清水３丁目５番６号　金丸第５ビル603号
債務者　平古場　深
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４０号
宮崎市大塚町乱橋4512番地　県営住宅１棟406号
債務者　中原　浩晴
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４１号
宮崎市大塚町乱橋4512番地　県営住宅１棟406号
債務者　中原　裕美（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１号
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄２丁目２番地４101号
債務者　細川　弘美
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３４号
福島市宮下町３番16号　シティマンション宮下203
債務者　長沼美恵子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
石川県加賀市山代温泉山背台２―99保賀ハイツ202号、住民票上の住所兵庫県西脇市板波町695番地の４　市営362号
債務者　中井　可愛
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５８号
石川県小松市沖町ツ13番地、従前の住所石川県小松市大領町そ36番地
債務者　今田　　篤
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第６５号
石川県加賀市桑原町ロ34番地１、従前の住所石川県加賀市作見町ニ31番地１　グランツⅡ102号室
債務者　岡本千恵子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１７２号
長野市篠ノ井御幣川80番地15
債務者　下川　和子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
長野県諏訪郡下諏訪町6666番地３　Ａ１―117
債務者　小口　正美
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５８号
岐阜県可児市川合190番地１
債務者　蛯原　佳美
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６３号
岐阜県美濃加茂市本郷町９丁目１番５号
債務者　山田　拓哉
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４０号
山口県岩国市今津町４丁目４番15号　101
債務者　加藤　和治
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１３１号
山口県下関市椋野町２丁目11番56号
債務者　林　　秀典
１　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係